

議案第 3 号

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年野田市条例
第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第19条第1項第1号」
に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年野田市条例第26号）

改 正 案	現 行
(登録) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)<u>第 18 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 12 条 地方自治法施行規則第 19 条第 1 項 <u>第 1 号</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)	(登録) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)<u>第 21 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 12 条 地方自治法施行規則第 19 条第 1 項 <u>第 1 号ト</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)